

別記2 国産大豆需要拡大支援事業

第1 事業の内容

1 本事業において対象となる取組は次に掲げるとおりとする。

(1) 実需者との連携強化

複数の地域が連携した産地と実需者との間の契約に関して、実需者（食品の製造、加工又は販売の事業を行う者及び原料大豆の販売の事業を行う者。以下同じ。）が必要とする品質条件を把握するための検討会の開催等を行う取組。

(2) 実需者ニーズに対応した品質の確保

広域で、統一した品質条件で選別を行うためのマニュアル作成。

実需者が求める品質条件に応じた選別の実施及び再選別の委託、品質分析や成分表示、加工試験による品質の検証等の実需者ニーズに応じた品質の確保を図る取組。

(3) 周年安定供給体制の確立

集出荷体制の効率化やデリバリー体制の構築等により周年で安定した供給体制を整える取組。

2 次に掲げる取組は補助の対象としない。

(1) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組。

(2) 国の他の事業で支援対象となり助成を受けている、又は受けることが見込まれる取組。

(3) 実需者ニーズに対応した国産大豆の周年安定供給体制の確立を主目的としない取組。

第2 事業実施期間

推進事業の事業実施期間は、新規に事業採択の承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とし、新規に事業採択の承認を受けることができる期間は、平成25年度及び26年度とする。

第3 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標は、事業実施計画の承認を受けた年度から3年後の契約販売数量を指標として設定するものとする。

第4 事業実施計画

1 事業実施主体は、事業実施計画を、別記様式第1号により作成し、地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所がある都府県を所管する地方農政局とする。ただし、事業実施主体の主たる事務所の所在地が北海道である場合及び全国農業協同組合連合会が事業実施主体になる場合にあつては生産局長、事業実施主体の主たる事務所の所在地が沖縄県である場合にあつては内閣府沖縄総合事務局とする。以下別記2において同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

また、要綱別表4の2の補助要件の欄の（3）の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取組の内容が、本事業の目的に沿っていること

(2) 取組の内容が、事業実施体制からみて適切であること

(3) 取組の内容が、今まで取り組んでいない取組又は、今までの取組を改善する取組

であること。

2 事業実施計画の重要な変更は、要綱第5の1に準じて行うものとする。重要な変更の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱別表4の2の事業内容の欄に掲げる取組の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施期間の変更
- (4) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更
- (5) 契約数量の変更

第5 契約の締結

要綱別表4の2の補助要件の(2)の販売契約の内容は次の全てを含むものとする。

(1) 契約期間

事業実施主体が実需者との間で、事業実施年度から当該年度を含め、3年間以上にわたり締結すること。

(2) 対象品種

(3) 契約販売数量

事業実施期間の最終年度において、1,000トン以上であること。

(4) その他

ア 事業実施主体が販売を委託するものではないこと

イ 契約期間中、各年において、産地の生産量（産地が連携する取組の場合は、連携する産地の生産量の合計）が本事業において事業実施主体が実需者等と締結した契約における販売数量を上回ることが確実であると見込まれること。

第6 補助対象経費

本事業において補助対象とする経費は、実需者ニーズに応じた国産大豆の周年安定供給体制を確立するために直接要する別表に掲げる経費であって、本事業の対象と明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

第7 事業の承認及び着手

1 地方農政局長等の承認

(1) 地方農政局長等は、次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

ア 要綱別表4の2の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 本事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

(2) 地方農政局長等は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あら

かじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況について、別記様式第4号により翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第5号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価報告の内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催にあたり、事業評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長等は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第6号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長等は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により

提出させるものとする。

- 7 地方農政局長等は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価報告を提出させるものとする。